

和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について

1 目的

平成27年度から平成31年度までの5か年を一期とした「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定に向け、より有益で実効性のある計画を作成するため、次の内容で事務を進める。

2 内容

(1) 次期計画策定に係るニーズ調査

計画を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第61条第8項に規定されているとおり、あらかじめ、広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。現在の計画策定の際に実施した手法を参考に、市民のニーズを反映させるためのアンケート調査を実施するものとする。

(2) 子供の生活実態調査

詳細については、資料5参照

3 ニーズ調査の概要

確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、子供・若者支援に向けた取組を推進するため、市民に対し教育・保育・子育て支援、子供・若者支援に対する状況や意見などを収集し、分析する。

4 対象者（予定）

①本市在住の「就学前児童」を持つ世帯・保護者（就学前児童調査）

②本市在住の「小学生」を持つ世帯・保護者（小学生児童調査）

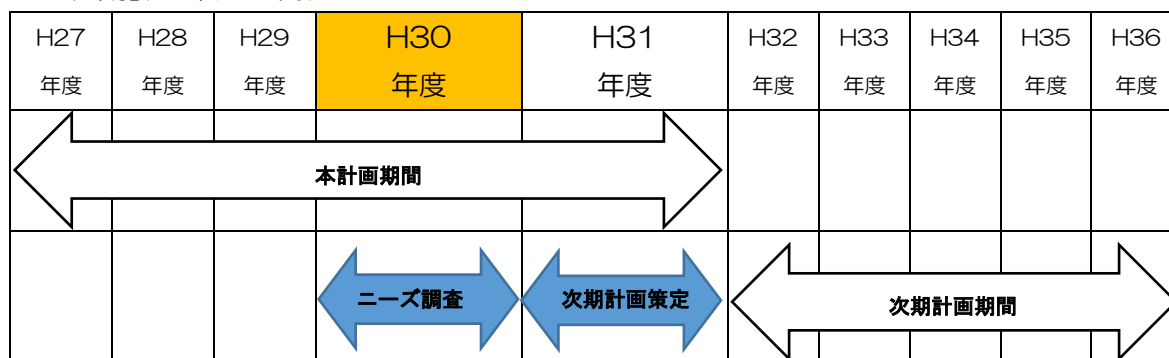
③本市在住の「小学生」「中学生」「高校生」

（現在の計画策定の際に実施したニーズ調査の対象者を参考）

5 調査方法（予定）

上記4①②は、郵送での配布及び回収による調査、上記4③は、学校を通じて直接配布・回収

6 次期計画策定の流れ



7 参考資料

前回実施したニーズ調査の調査票（就学前児童保護者用）